

# 宇宙条約6条第一文・第二文の成立（一）

佐古田 彰

- 一. 問題の所在
  1. 宇宙条約6条第一文前段における特別の帰属の規則
  2. 本稿の目的
  3. 一般国際法の観点から見た6条第一文前段に関する疑問
- 二. 1963年宇宙法原則宣言5項及び1967年宇宙条約6条の審議
  1. 宇宙条約と宇宙法原則宣言
  2. 法原則宣言5項第一文・第二文の審議（以上本号）

## 一. 問題の所在

### 1. 宇宙条約6条第一文前段における特別の帰属の規則

国家は、自国の国家機関の行為について責任を負うが、私人の行為については責任を負わないということは、国際慣習法上確立した原則である<sup>1)</sup>。この問題、つまり、いずれの者（自然人または自然人の集団）の行為について国家は

---

1) C. Eagleton, *The Responsibility of States in International Law* (1928), pp. 44-45, 52-53, 76-80, 93; 山本章二『国際法（新版）』（有斐閣, 1994年）635, 640頁; P. Malanczuk, *Akehurst's Modern Introduction to International Law*, 7th ed. (1997), pp. 257-259. また、国連国際法委員会（ILC）の1996年「国家責任に関する条文草案」（*Yearbook of the International Law Commission* (hereinafter cited as “YbILC”) 1996, vol. II, Part Two, pp. 58-65）（以下「1996年ILC草案」）5条及び11条、及び2001年の改訂草案（「国際違法行為についての国家の責任に関する条文草案」と改題）（*Official Records of the General Assembly* (hereinafter cited as “GAOR”), *Fifty-sixth session, Supplement No. 10* (A/56/10), pp. 43-59）（以下「2001年ILC改訂草案」）4条参照。

責任を負うか、言い換えるといずれの者の行為が国家責任法上の国家の行為とみなされるか、更に言い換えると、国家責任法上いずれの者の行為が国家に帰属する (attributable ; imputable) か、という問題を規律する国際法規則 (以下「帰属の規則」とする。) は、より一般的に言い換えると、国家責任の発生という法効果との関連で、法人である国家の行為とみなされるべき自然人または自然人の集団の行為の基準をどのように設定するかの問題を規律する規則である<sup>2)</sup>。

慣習法上の帰属の規則に関する上述の原則を一般国際法上の原則として考えるとき (以下「帰属原則」とする。), 宇宙法分野ではこれと異なる特別の規則が存在する。これを規定するのが、1967年の「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」<sup>3)</sup> (以下「宇宙条約」とする。) である。宇宙条約6条は、次のように規定する。

「条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によって行われるか非政府団体によって行われるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従って行われることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。国際機関が月その他の天体を含む宇宙空間において活動を行う場合には、その国際機関及びこれに参加する条約の当事国の双方がこの条約を遵守する責任を有する。」

この第一文前段は、国家は自国の活動 (national activities) について責任を負うべきことを規定しつつ、その自国の活動には政府機関すなわち国家機関によって行われるものだけではなく、非政府団体すなわち私人によって行われるものも含むとする。つまり、国家は、一般国際法上の帰属原則と異なり、宇宙

2) 佐古田彰「帰属要件の認定基準」『早稲田法学会誌』46巻 (1996年) 2頁参照。

3) 610 *United Nations Treaties Series* 205. 1967年1月27日署名, 同年10月10日発効。

法分野では、宇宙条約のこの規定に基づき、私人の行為についても責任を負わなければならないのである。この宇宙条約6条第一文前段の規定が、慣習法上の原則ないし一般国際法上の原則に対する例外を定めているという理解については、学説上異論がない<sup>4)</sup>。

この点に関し法の適用上問題となるのは、一般国際法上の原則が適用される場合と宇宙条約上の特別の規則が適用される場合とを区別する基準についてである。つまり、国家は、いかなる場合に一般国際法上の規則に従い私人の行為について責任を負わず、いかなる場合に宇宙条約に従い私人の行為について責任を負うのか、ということである。

これまで、学説上、この宇宙条約6条第一文前段の定める特別の規則について、国が責任を負うべき「自国の活動」の範囲は何かあるいは特定の宇宙活動について責任を負うのはいずれの国かという形で、宇宙条約成立の当初から問題とされ、また今日いわゆる「宇宙商業化 (space commercialization)」との関連で立法論を交えてより具体的に様々に論じられてきた<sup>5)</sup>。しかし、この点について、学説上ほとんど一致するところはなくまたこれらの議論が十分に説得力があるとも言い難い。この問題が十分な解決を得ていないのは学者の立論が不十分ということもある<sup>6)</sup> が、実際のところこの規定の解釈は確かに大変

4) 山本草二「宇宙開発」山本草二他『未来社会と法』（筑摩書房、1974年）73-74頁；Malanczuk, *supra* note 1, pp. 204-205；H. Bittlinger, "Private Space Activities : Questions of International Responsibility", *Proceedings of the Thirtieth Colloquium on the Law of Outer Space 1987* (1988) (hereinafter cited as "30 Space Law Colloquium 1987"), 191, p. 191. このように、その用語法の違いにも関わらず、一般に、宇宙条約6条の政府機関・非政府団体はそれぞれ国家機関・私人と同一の意味で理解されている。なお、後述「3. (4)」参照。

5) 例えば、野口晏男「宇宙条約〈II〉」『外務省調査月報』8巻8号（1967年）36-37頁；B. Cheng, "The 1967 Space Treaty", 95 *Journal du droit international* (1968), 532, p. 536. この問題を比較的詳しく論じるものとして、Bittlinger, *supra* note 4, pp. 191-193, また現行宇宙法の不適切さを指摘し、特に民間企業による宇宙輸送を念頭に置いて立法論を展開するものとして、H. A. Wassenbergh, "Public Law Aspects of Private Space Activities and Space Transportation in the Future ; International Responsibility and Liability", 38 *Space Law Colloquium 1995*, 246, pp. 246-249がある。

な困難を伴う。その理由としては、この条文は意味不明な内容を多く持ち「用語の通常の意味」（1969年条約法条約31条1項）に従った解釈をそのまま単純に採用することが困難であること<sup>7)</sup>、及び6条第一文前段に基づき国家の責任が問題とされた事例が存在しないこと、が挙げられよう。いずれにせよ、この規定を解釈し妥当な結論を導くためには、様々な角度から、相当に立ち入った検討が必要である。

## 2. 本稿の目的

本稿は、そのような問題認識から、宇宙条約6条第一文前段の規定を解釈し上述の帰属の基準を明らかにするための作業の一つとして、6条第一文及び第二文の準備作業とこれに関係する当時の学会・シンポジウムの議論の動向を詳しく検討し、当時のどのような議論を背景としてこの規定が成立したのかを明らかにするものである。

これまで論者の多くは、6条第一文前段の規定の解釈を行うにあたり、準備作業及び当時の学会等の議論について、簡単に触れることはあっても詳しく言及することはなかった。しかし、以下の理由で、この規定の作成に向けていかなる議論が行われたのかを詳細に検討することは、解釈を行う上で非常に重要であると考えらるべきである。

第一に、解釈のための論拠としての有用性である。条約の準備作業は条約解

---

6) 条文の文言に忠実に従った解釈ではないこと、条約の準備作業の検討が十分とは言えないこと、他の学説の比較検討が足りないこと、一般国際法との整合性という観点に欠けること、「宇宙空間における活動」の類型に応じた解釈を行っていないことなどである。

7) 例えば、「宇宙空間における活動」には地上での活動を含めるという解釈が一般であり（例えば、宇宙物体の打ち上げ行為はそれ自体地上での活動であるがこれが6条第一文の対象でないという立場はいない）、また、「国際的責任」の語を国際法上の法的責任のみに限定する立場はほとんどいない。その他、6条の「自国の活動 (national activities)」と条約タイトルの「国家活動 (Activities of States)」の相違、6条の「宇宙空間における活動」と条約タイトルの「宇宙空間の探査及び利用における活動」の関係など、解釈上分かりにくい文言が少なくない。6条の文理解釈については、別稿で詳論する予定である。なお、後述「3.」参照。

釈の補足的手段として一応の有用性がある（条約法条約32条）が、宇宙条約6条第一文前段については、特に、前述したように用語の通常の意味に従った解釈を行うことが困難でありまた6条に基づき国家の責任が問われた事例が存在しないことから、その準備作業は、解釈の論拠としての比重が実は非常に重いと考えなければならない。

第二に、本稿の内容を先取りすることになるが、この規定の具体的な内容に関わる直接の審議記録が残されていない。そのため、起草者意思を探るにあたっては、当時の審議記録を丹念に調べ関連性のある部分を繋ぎ合わせ場合により推測で補うという間接的な方法を用いざるを得ない。他方、宇宙条約作成の当時、万国国際法学会（Institut de Droit International）を始めとする様々な学会組織・シンポジウムが、新しい国際法分野である宇宙法のあるべき姿を模索して議論を行い具体的な宇宙法規則を積極的に提案したが、これらの議論が宇宙条約の成立に大きな影響を与えている。条文の直接の審議記録が残されていないという事情を勘案すると、これらの議論も、条文作成に関わる当時の議論を知る上で貴重な参考資料であり、条約の準備作業と合わせて積極的に取り上げるべきである。

第三に、宇宙法という新規でかつ現実的に重要な法規則を作成するにあたり当時の関係国政府・機関・団体及び関係者たちが何を問題としよう論じたのかを検証することは、決しておろそかにされるべきではない。この点を看過すると、研究は単に新しい現象と学説を追うだけのことになりかねない。

なお、宇宙条約6条第一文前段のみでなく第一文後段及び第二文まで検討の対象を広げたのは、本論で詳しく見るように、これらの規定は同一の審議の中から作成されたものであるためである。また、実際のところ、第一文前段を解釈するためには第一文後段及び第二文との関係の理解が不可欠であること、及び、宇宙商業化の問題を考えるにあたり最も重要な関連規定は6条第一文と第二文であって<sup>8)</sup>、6条第一文前段のみでこの問題を論じることはできないとい

---

8) B. Cheng, "The Commercial Development of Space : The Need for New

うことも、その理由である。

本稿は、宇宙条約6条第一文・第二文の準備作業と当時の学会等の議論の動向を詳しく検討しこの規定の成立に導いた議論の内容を明らかにすることによって、一般国際法上の帰属の規則が適用される場合と宇宙条約6条第一文前段の定める帰属の規則が適用される場合を区別する基準を明らかにするための一助とすることを目的とするものである。

### 3. 一般国際法の観点から見た6条第一文前段に関する疑問

ところで、6条第一文前段の定める特別の帰属の規則を考察するにあたり、最も重要な視点は、一般国際法上の国家責任法の規則、特に帰属の規則との関係である。つまり、この規定を一般国際法の観点からどう理解するかという点であり、本稿では起草者がこの点についてどのように考えたのかという観点から考察を加えようと思う。

一般国際法上、国家は、国際法上の違法行為ないし義務違反を行うと、国際法上の責任 (responsibility) (以下「違法行為責任」とする。)を負わなければならない<sup>9)</sup>。そして、上述の帰属の規則は、この国家の違法行為責任が成立するために必要な要件の一つ (帰属要件)に関する規則であり、この規則にしたがってこの帰属要件が満たされたかどうか判断されることになる<sup>10)</sup>。他方、このような責任を負うべき国は、責任解除の義務、すなわち原状回復、金銭賠償、満足の付与を行う義務を負う<sup>11)</sup>。「責任」は、むしろこのような具体的な責任解除方法を包括的に示す概念として理解しなければならない。

---

Treaties", 19 *Journal of Space Law* (1991), 17, p. 20 ; H. L. van Traa-Engelman, *Commercial Utilization of Outer Space* (1993), p. 22.

9) 山本『前掲書 (国際法)』(注1) 625, 632頁 ; P.-M. Dupuy, *Droit international public*, 5<sup>e</sup> éd. (2000), pp. 433-434, 436. また、前記 (注1) 1996年 ILC 草案1条及び2001年 ILC 改訂草案1条参照。

10) 佐古田「前掲論文」(注2) 2頁参照。

11) 山本『前掲書 (国際法)』(注1) 656-659頁 ; Dupuy, *supra* note 9, pp. 457-460. また、前記 (注1) 1996年 ILC 草案42-45条及び2001年 ILC 草案31, 34-37条参照。

宇宙条約6条第一文（特にその前段部分）は、国際法上の違法行為ないし義務違反がある場合に生じる国際法上の責任を定めていると一般に理解されており<sup>12)</sup>、そして前述のようにその第一文前段は帰属の規則をも規定していることから、この規定は、少なくともこの2点に関して一般国際法上の国家責任法との対比で理解することができる。

こういった一般国際法上の国家責任法との関係に留意して改めて6条第一文前段の規定を読み直すと、この規定について条文作成の仕方としていくつかの疑問が生じる。これらの疑問点を指摘することによって、宇宙条約6条第一文・第二文の成立に至る議論を見る上での視点を提示しておきたい。

#### (1) 6条の位置づけ

第一の疑問は、6条の位置づけである。

前述したように、宇宙条約6条第一文（特に前段）は、国家責任（違法行為責任）に関する規定である。それに対し、第二文は非政府団体が宇宙活動を行う場合について、第三文は国際組織が宇宙活動を行う場合について規定する。つまり、第一文が国家責任という総論的一般的な事項を扱っているのに対し、第二文及び第三文は国家以外の団体が宇宙活動を行うという特殊な場合を扱っており、したがって、第一文と第二文・第三文は性質が異なる事項を規律しているということになる。

なぜこのような、性質の異なる別の事項を扱う規定が同一の条項に含まれるという不自然な規定振りになったのであろうか。言い換えると、6条は、全体

---

12) 山本「前掲論文（宇宙開発）」（注4）73-74頁；J. Dutheil de la Rochère, "La convention sur l'internationalisation de l'espace", 13 *Annuaire Français de Droit International* (1967), 607, p. 635 ; M. G. Marcoff, *Traité de Droit international public de l'espace* (1973), p. 533. 6条第一文が帰属の規則を定めているという理解それ自体が、この規定が違法行為責任を定めていることを前提とする。なお、6条第一文の「責任」は、違法行為責任以外の意味をも含むとする見解は多い（注7参照）。その詳細は別稿に譲るとして、ここでは少なくとも違法行為責任を含むとする理解に異論がないという指摘で十分である。

として何を定めようとする規定なのであろうか。

(2) 6条第一文前段の「国際的責任」と後段の「国際的責任」の関係

第二に、6条第一文前段の「国際的責任」と後段の「国際的責任」の関係である。

この規定の日本語公定訳では「国際的責任」の文言は2カ所に見られるが、正文(宇宙条約17条)のうち特に實際上重要な英文、露文及び仏文では1カ所しか用いられていない。つまり、文の構造は、直訳すると、「条約の当事国は、自国の活動について、かつ、確保することについて、国際的責任を有する。」である。

第一文前段の「活動についての責任」は、違法行為責任を意味すると解釈されることは先に指摘した通りであるが、伝統的に「行為についての責任(responsibility for acts)」という表現は、一般国際法において違法行為責任の文脈(特に帰属の規則に関して)で普通に用いられる表現である<sup>13)</sup>。

他方、後段の“responsibility for assuring”(「確保する責任」)は、今日特に環境分野の国際文書で頻繁に用いられる表現である“responsibility to ensure”(「確保する責任」)に類似した表現である<sup>14)</sup>。この“responsibility to ensure”についてであるが、これに「確保する義務」が含まれることに異論はないが、それ以外にその義務に違反した場合の責任ないし賠償が含まれるかどうかは、解釈が分かれる<sup>15)</sup>。宇宙条約6条の「確保する責任」とこれら環

13) Eagleton, *supra* note 1, pp. 44, 77-78, 93-94; B. Cheng, *General Principles of Law as Applied by International Courts and Tribunals* (1953), pp. 208-210, 213. 特に“for”の表現について、J. G. Starke, “Imputability in International Delinquencies”, 19 *British Year Book of International Law* 1938, 104, p. 112 参照。

14) 1972年「人間環境宣言」原則21, 1974年「経済的権利義務憲章」30条第四文, 1992年「リオ宣言」原則2, 1992年「気候変動枠組条約」前文8項, 1992年「生物多様性条約」3条など。また、1982年「国連海洋法条約」139条の見出しにもこの表現が用いられている。

15) 義務のみで理解する立場として、安藤仁介「国際法における国家の責任」『基本法学5-責任』(岩波書店, 1984年)107頁。また、国連海洋法条約139条の見出しの公定訳は「確保する義務」である。他方、義務の他に、確保できなかった場合の責任(違法行為責任)ないし賠償をも含むとする立場として、P. W.



境分野等の「確保する責任」の意味内容がどの程度共通性を有するのかはより詳細な検討を必要とする<sup>16)</sup>が、少なくとも宇宙条約6条の「責任」の語の意味それ自体の理解に関する限度で、これら環境分野等の国際文書の規定の解釈は十分に参考になると言えよう。

そのような理解に立つとき、前段の「活動についての責任」と後段の「確保する責任」は、その表現から考えるならば、当然には同一の意味としては理解できないことになる。前段の「責任」は「違法行為責任」を含むものであるのに対し、後段のそれは義務という理解が基本にあり、違法行為責任を含むとは断定できないからである。1つの「国際的責任」の文言を2つの異なる意味で解することが果たして可能なのだろうか。それとも、両者を同一の意味で理解すべきなのであろうか。あるいは前段と後段を区別して解釈すること自体、不適切なのであろうか。条約の起草者は、どういう意図でこのような規定の仕方をしたのであろうか。

---

Birnie/A. E. Boyle, *International Law and the Environment* (1992), p. 92; 兼原敦子「地球環境保護における損害予防の法理」『国際法外交雑誌』93巻3・4号(1994年)161, 163頁。なお、これらの規定の“responsibility”の語は、仏文では“devoir”であり(経済的権利義務憲章は“responsabilité”, 国連海洋法条約は“obligation”), 仏文からは経済的権利義務憲章を除きこれらの表現に違法行為責任を含ませることは難しい。更に付言すると、仏文の「確保する」は、これらの国際文書では“s’assurer”, “veiller”, “faire en sorte”であり、文書により表現が異なる。宇宙条約6条第一文は“veiller”である。

- 16) 当然に共通するとは断定できない理由として、時期的には宇宙条約6条が先に作成されており、これら環境分野等の国際文書の規定が宇宙条約6条の規定を参考にしたとは言いきれないこと(L. B. Sohn, “The Stockholm Declaration on the Human Environment”, 14 *Harvard International Law Journal* (1973), 423, pp. 485-493 参照), 厳密には6条と環境分野等の国際文書の規定は表現が異なること, しかもこれらの国際文書の規定は英文の表現は同一であるが仏文の表現は必ずしも同一ではないこと, 宇宙条約6条・国連海洋法条約139条と環境分野での関連規定は扱対象が異なっており(前者は活動の法遵守を確保する責任であるのに対し, 後者は損害を与えないよう確保する責任), したがってその「責任」の具体的な内容も異なることなどが指摘できよう。ただし, これらを「保証責任」として捉え共通した解釈を見いだそうとする立場(山本『前掲書(国際法)』(注1)276, 487頁, 村瀬信也「国際環境法における国家の管理責任」『国際法外交雑誌』93巻3・4号(1994)年151-154頁)も有力である。

### (3) 帰属の規則を示すために用いられる表現

第三に、帰属の規則を示すために用いられた6条の表現である。

宇宙条約が作成された時期は、国連国際法委員会及び学会組織等により国家責任に関する国際法規則の法典化草案・私案が作成された直後であった。これらの草案・私案ではいずれも、帰属の規則は「帰属」の語により定式化されており、「行為についての責任」という表現は用いられていない<sup>17)</sup>。

上述したように確かに「行為についての責任」という表現は帰属の規則を示すために用いられうる表現であるにせよ、宇宙条約6条はなぜ、その起草に最も参考になりうる時期に作成されたこれら草案・私案で採用された「帰属」の語による定式化を避け、「活動についての責任」の表現を用いたのであろうか。そもそも、条約の起草者たちは、これらの法典化作業にどの程度注意を払って6条の規定を作成したのであろうか。

### (4) 「政府機関」と「非政府団体」の用語法

第四に、6条第一文前段の「政府機関 (governmental agencies)」と「非政府団体 (non-governmental entities)」の用語法についてである。

一般国際法上の帰属の規則を説明するにあたっては、宇宙条約の作成当時その用語法は必ずしも確立していたわけではないが、一般には「国家機関 (organ (agency, agent, official) of a State ; State organ (agency, agent, official))」と「私人・個人 ((private) person ; (private) individual)」の語が用いられることが多かった<sup>18)</sup>。

---

17) 1961年 ILC アマドール国家責任改訂草案 (YbILC 1961, vol. II, pp. 46 ff.) 第5章 (12-17条), 1961年ハーバード草案 (L. B. Sohn/R. R. Baxter, "Responsibility of States for Injuries to the Economic Interests of Aliens", 55 *American Journal of International Law* (hereinafter cited as "AJIL") (1961), 545) D節 (特に15, 18条), 1962年アメリカ法律協会第二リステイメント169-170条 (American Law Institute, *Restatement of the Law, 2nd, Foreign Relations Law of the United States* 1962 (1965), pp. 512-515)。なお、前記 (注1) 1996年 ILC 草案第2章及び2001年 ILC 改訂草案第2章では、「帰属」と「国家の行為とみなす」の表現が用いられている。

宇宙条約は、なぜこういった一般に用いられる語ではなく、「政府機関」「非政府団体」の語を用いたのであろうか。

## 二. 1963年宇宙法原則宣言 5 項及び1967年宇宙条約 6 条の審議<sup>19)</sup>

### 1. 宇宙条約と宇宙法原則宣言

宇宙条約は、1966年12月の国連総会決議の付属書として採択され翌1967年1月に署名開放された。その6条第一文・第二文は、その3年前の1963年12月に採択された国連総会決議1962号 (XVIII) 「宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する法的原則の宣言」<sup>20)</sup> (以下「宇宙法原則宣言」または「法原則宣言」と略す。) 5項第一文・第二文に起源を持ち、若干の語句の違いは見られるもののほとんど同一の内容である。5項の規定は、以下である。

「国は、宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によって行われるか非政府団体によって行われるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの宣言において定められる諸原則に従って行われることを確保する国際的責任を有する。宇宙空間における非政府団体の活動は、関係国による許可及び継続的監督を必要とするものとする。国際機関が宇宙空間において活動を行う場合には、その国際機関及びこれに参加する国がこの宣言において定められる諸原則を遵守する責任を有する。」

18) Eagleton, *supra* note 1, pp. 44 ff., 76 ff.; Cheng, *supra* note 5 (*General Principles of Law*), pp. 180 ff., 208 ff.; 前記 (注17) アマドール改訂草案7, 12条, 1961年ハーバード草案15-17条, 1962年第二リステイトメント169条。また, 前記 (注1) 1996年ILC草案第2章及び2001年ILC改訂草案第2章でも同様である。

19) 国連での審議の動向について, 最も網羅的かつ正確に紹介する資料として, United Nations, *Yearbook of the United Nations* の各年版, 及び, 外務省国際連合局政治課『国際連合第〇回総会の事業』の各年版がある。

20) 邦訳として, 外務省国際連合局政治課『国際連合第18回総会の事業 (上巻)』(1964年) 119-121頁参照。

実際のところ、後に見るように、宇宙条約6条第一文・第二文の規定は、ほとんど議論されることなく宇宙法原則宣言5項第一文・第二文の規定がそのまま採用された形になっている。つまり、法原則宣言5項の審議が、結果的に宇宙条約6条の内容を決定したことになったといえることができる。

ところで、宇宙条約及び法原則宣言が国連総会により採択されたことから分かるように、宇宙条約及び法原則宣言は国連の場で作成されたものである。具体的には、宇宙空間平和利用委員会（Committee on the Peaceful Uses of Outer Space, 以下「親委員会」とする。）の下部機関である法律小委員会（Legal Sub-Committee）が審議を行い、その審議結果を受けて親委員会が原案を作成し、それを国連総会第一委員会（軍縮・安全保障担当）が審議・採択し、更に国連総会が決議として採択するという経緯を経ている。つまり、宇宙条約及び法原則宣言は、法律小委員会、親委員会、第一委員会及び総会の4つの国連機関がその作成に関わっている。

宇宙条約の審議は、したがって、これら4つの国連機関によって行われた、法原則宣言と宇宙条約のそれぞれについての審議を指す。以下では、法原則宣言5項第一文・第二文と宇宙条約6条第一文・第二文がこれら4つの国連機関においていかなる審議を経て作成されたのかを、詳しく紹介する。

## 2. 法原則宣言5項第一文・第二文の審議

1963年12月に成立した法原則宣言の5項第一文・第二文は、元々、私企業による宇宙活動を禁止すべきかどうかという議論の中から生み出されたものであった。そして、徐々にこの私企業活動の問題が責任の観念と結びつけられて論じられるようになり、5項の作成に至った。したがって、法原則宣言の審議を吟味するにあたっては、特に、この私企業活動の可否の問題と責任の観念とがどういう接点で論じられるようになったのかに注意を払わなければならない。

### (1) 1958年～1962年3月宇宙空間平和利用委員会第1会期

国連では、宇宙空間の平和利用の問題を取り扱うため、1958年12月に国連総

会により宇宙空間平和利用特別委員会が設置され、翌1959年5～6月に同特別委員会の会合が開かれた。同年12月に常設の宇宙空間平和利用委員会（親委員会）が設置されたが、委員会の構成国や表決方法などで米国とソ連が対立し約二年にわたって会合が開かれなかった。第1回会合が開かれたのは1961年11月である。

この親委員会の第1会期（第2回会合以下）が開かれたのは、翌1962年3月である。この会期で、委員会の各国代表が様々な発言を行ったが、本稿の関心に関係するのはソ連代表の次の発言である。

「宇宙空間の探査における国際協力を発展させるため、宇宙空間への進出、探査及び利用は、その政府が宇宙空間におけるすべての活動について完全な責任を負う (entirely responsible) 国によって行われるべきであるという原則が表明されるべきである。」<sup>21)</sup>

これは、後に明らかにされるように、私企業による宇宙活動を禁止するという趣旨である。このソ連の発言に対し、いくつかの東欧諸国が支持を表明した<sup>22)</sup>。西側諸国からはこの点に関する発言はなかった。

この第1会期は、特に何らかの結論を得ることはなく、科学技術小委員会と法律小委員会を設置して閉会した<sup>23)</sup>。

## (2) 1962年5～6月法律小委員会第1会期

上記親委員会第1会期後に開かれた法律小委員会第1会期は、当初宇宙活動に関わる法律問題を一般的に討議していたが、米国及びソ連がこの会期の途中でそれぞれ条文形式の提案を2つずつ提出してから、小委員会はその4つの提

21) A/AC.105/PV.3, p. 26. この発言の原語は、ロシア語である。

22) チェコスロバキア (A/AC.105/PV.4, p. 32) ; ハンガリー (*Ibid.*, PV.6, p. 32) ; ブルガリア (*Ibid.*, PV.7, pp. 28-30)。

23) 同会期で採択された報告書 (A/5109 and Corr.1) 参照。

案を審議することとなった。

そのうち、ソ連宣言案「宇宙空間の探査及び利用に関する国家活動を律する基本原則の宣言」<sup>24)</sup> 7項は、次のように規定した。

「宇宙空間の探査及び利用に関するすべての種類のすべての活動は、専らかつ排他的に国によって行われるものとする。国が宇宙空間に打ち上げる物体に対する当該国の主権の権利は、その国により保持されるものとする。」

この第一文は、上記親委員会第1会期でのソ連発言を定式化した内容であり、これによりソ連は、私企業による宇宙活動を禁止する旨改めて明示的に主張した<sup>25)</sup>。ソ連のこの宣言案をきっかけに、私企業による宇宙活動の可否について、大きな論争を引き起こすことになった。

法律小委員会では、このソ連案に対し、東欧諸国が支持した<sup>26)</sup>が、西側諸国は、他国の政策に干渉するものとか、多くの国の社会経済的な考え方と抵触するとして、強硬に反対した<sup>27)</sup>。特に、英国が、Telstar に言及してソ連案に反対していることが注目される<sup>28)</sup>。また、フランスは、一方でソ連案7項に反対しつつも、同項が不適切に計画された活動を防止するためライセンスを発行して自国領域からの宇宙船の打ち上げを国が規律すべきという趣旨であるなら7項は考慮されうる、という見方も示している<sup>29)</sup>。これは、私企業活動の規律の必要を初めて指摘したものである。なお、米国は当初ソ連案のこの規定

24) A/AC.105/C.2/L. 1 (rep. in A/AC. 105/6, pp. 3-4).

25) この条項に関するソ連の説明 (A/AC.105/C.2/SR.7, p. 5) 参照。

26) チェコスロバキア (*Ibid.*, SR.8, p. 6) ; ポーランド (*Ibid.*, SR.9, p. 8) ; ブルガリア (*Ibid.*, SR.9, p. 11)。

27) フランス (*Ibid.*, SR.9, p. 3) ; カナダ (*Ibid.*, SR.9, pp. 6, 7) ; スウェーデン (*Ibid.*, SR.11, pp. 2-3)。

28) *Ibid.*, SR. 10, pp. 3-4. Telstar は、米国のNASA が打ち上げ AT & T 社が所有し運用を行った実験用通信衛星である。なお、後述「四. 1.」参照。

29) *Ibid.*, SR.9, p. 3.

を国際組織の活動の禁止と誤解して反発しており<sup>30)</sup>、ソ連からこの規定は私企業を排除する趣旨であるとの説明がわざわざなされている<sup>31)</sup>。オーストラリアは、この意見対立を受け、ソ連案7項を含むいくつかの項について、政治的判断を必要とするためこの法律小委員会で検討すべきでない<sup>32)</sup>と述べ、問題の解決の先送りを図った。

他方、私企業活動の問題とは別の論点である賠償責任の問題について、この会期で提出された米国案「宇宙船事故についての賠償責任」<sup>33)</sup>3項(a)は、次のように規定した。

「宇宙船の打上げについて責任を負う (responsible) 国又は国際組織は、これにより引き起こされる身体の傷害、人の死亡又は財産の損傷について、その傷害、死亡又は損傷が陸地、海域又は空域で生じるかどうかを問わず、国際的に賠償責任を負う (liable)。」

この「打上げについて責任を負う」の意味について米国から説明がなされていないが、賠償責任とは区別される「打ち上げについての責任」という表現が用いられている点は、本稿の関心からやや注目に値する<sup>34)</sup>。

法律小委員会では、作成する文書に関する全体の方針それ自体に関して意見の一致が見られず、ソ連宣言案を含む各国政府案を併記した報告書<sup>35)</sup>を作成するにとどまった。ここでの討議においては、法原則宣言5項で規定されているような、私企業による宇宙活動について国が国際法上の責任を負うという考

30) *Ibid.*, SR.7, p. 9.

31) *Ibid.*, SR.7, p. 12.

32) *Ibid.*, SR.11, p. 7.

33) A/AC.105/C.2/L.4 (rep. in A/AC. 105/6, pp. 6-7).

34) なお、賠償責任の問題については、このようにすでにこの時点で、国家が賠償責任を負うということでは意見が固まりつつあった。つまり、宇宙条約6条の国家責任の問題と7条の国家の賠償責任の問題は、元々は別個の問題として位置づけられており、異なる起源を持っていたということに留意しなければならない。

35) A/AC.105/6.

え方は、いずれの政府代表からも明確に示されていない<sup>36)</sup>。

### (3) 1962年9月宇宙空間平和利用委員会第2会期

1962年9月に開かれた親委員会第2会期では、私企業による宇宙活動の可否の問題はまだそれほど大きな争点となっていなかったが、いくつかの国がこの問題に言及した。

ソ連は、私企業による宇宙活動の禁止を再度主張したが、その理由の一つとして、「諸国が宇宙空間において行うすべての活動について十分な責任 (responsibility) を負うべきことを確保する (ensure) ため」ということが示された<sup>37)</sup>。

この主張に対し、米国は、ソ連案は Telstar の宇宙での存在を禁止しているとして、ソ連案に対し簡単に異議を述べたにとどまった<sup>38)</sup>。

東側諸国は、ソ連案を全面的に支持するかこの点に関する米国の立場を批判する立場が一般であった<sup>39)</sup> が、チェコスロバキアは、Telstar に言及しつつ、国家が自国領域から及び自国民により宇宙空間で行われるすべての活動について十分に責任を負う (responsible) とする規定を採用すべきであると述べ<sup>40)</sup>、東側諸国として初めて私企業活動を容認する考えを示した。

他方、西側のフランスは、ソ連宣言案7項が不適切に用意された活動を回避するため自国領域からの宇宙船の打ち上げを許可証を発行して国が規律すべきということであるなら同項は検討可能であるが、7項がすべての非政府的活動を禁止することを絶対的な目的としているのであるならこれは国内事項への干渉であり全く受け入れられないと述べ<sup>41)</sup>、ソ連の考えを質した。このフラン

36) スウェーデンは、賠償責任の文脈において、私企業活動の問題と国家責任とを結びつけていると思われるような発言を行っている (A/AC.105/C.2/SR.11, p. 3) が、これは私企業の活動について国家が責任を負うという趣旨ではない。

37) A/AC.105/PV.10, p. 43. この発言の原語は、ロシア語である。

38) *Ibid.*, PV.12, p. 30.

39) ハンガリー (*Ibid.*, PV.12, p. 27) ; モンゴル (*Ibid.*, PV.13, p. 32)。

40) *Ibid.*, PV.11, p. 32.



ス代表の発言に対し、ソ連は、国が科学的調査の方法と形態について責任を負う（responsible）のであるなら、ここでの不同意の程度は思われるほど大きくないと述べ<sup>42)</sup>、若干態度を軟化させたが、私企業の商業的活動については依然として否定的なままである。ベルギーは、こういった政治的な問題は他の機関で解決されるべきことを提案した<sup>43)</sup>。

東西のいずれの陣営にも属さない国は概してこの問題に関し沈黙を保ったが、その中で、アラブ連合は、この会期中に宇宙活動を行う非政府団体の施設及び経験を十分に利用すべきことを規定する規則案<sup>44)</sup>を提出し、西側の立場を擁護する考えを示した。

結局のところ、私企業活動の問題も含め委員会ではなんら具体的な規則について合意できず、各国案を併記した報告書<sup>45)</sup>を採択したにとどまった。

この会期で注目しうるのは、「活動についての責任」という、宇宙条約6条と同一の表現が審議で明確に示されたことである（ソ連代表及びチェコスロバキア代表の発言）。また、後に見るように、これは前月の8月に Jenks の作成した予備報告書<sup>46)</sup>が万国国際法学会に提出された直後であることも、注意が必要である。

#### (4) 1962年12月第一委員会第17会期及び国連総会第17会期

国連総会第一委員会は、宇宙活動の問題一般について1962年12月から実質審議を開始した。もとより私企業による宇宙活動の可否の問題はまだ重要な争点ではなかったが、いくつかの代表がこの問題を取り上げた。

41) *Ibid.*, PV.13, p. 17. これは、先の法律小委員会第1会期でのフランスの発言とは同じ内容である。なお、この発言の原語はフランス語である。

42) *Ibid.*, PV.15, p. 9. この発言の原語は、ロシア語である。

43) *Ibid.*, PV.16, p. 16.

44) 「宇宙空間の平和利用における国際協力のための規則案」(A/AC.105/L.6 (rep. in A/5181, Annex III, E)) 7項。また、この規定に関する同国の説明(A/AC.105/PV.16, p. 4) 参照。

45) A/5181.

46) 後述「三. 2. (1)」参照。

ソ連はここでもまた宇宙活動は国によってのみ行われるべきとする主張を繰り返したが、その理由の一つとして、宇宙空間の結果についての国家の真の責任 (true responsibility) を確保する (ensure) ことを挙げた<sup>47)</sup>。いくつかの東欧諸国がソ連を支持した<sup>48)</sup>。

米国は、米国の民間の通信衛星会社が政府規制に服すること及び米国がこの会社の政策の監督について責任を負う (responsible) ことを指摘した<sup>49)</sup>。フランスは、ソ連の主張に明確に反対した<sup>50)</sup>。英国は、この会期中に、自国民による宇宙活動を国の権利として明示的に規定する宣言案を提出した<sup>51)</sup>。また、東西両陣営に属さないいくつかの国が、ソ連案に異論を唱えた<sup>52)</sup>。

この会期の最終日直前になって、米国は、「宇宙空間の探査及び利用に関する原則宣言案」<sup>53)</sup>を提出した。その6項は、次のように規定する。

「その領域から又はその援助若しくは許可を得て宇宙船が打ち上げられる国又は国際組織は、その打上げについて国際的責任 (international responsibility) を負い、その宇宙船により地上又は空域において引き起こされる身体の傷害、人の死亡又は財産の損傷について国際的に賠償責任を負う (liable)。」

これは、先の法律小委員会第1会期で米国が提出した賠償責任に関する案3項

47) A/C.1/PV.1289, pp. 52-55. この発言の原語は、ロシア語である。

48) ポーランド (*Ibid.*, PV.1290, p. 6) ; チェコスロバキア (*Ibid.*, PV.1294, p. 22)。チェコスロバキアは、先の法律小委員会第1会期での立場を変更している。

49) *Ibid.*, PV.1289, pp. 23-25. この通信衛星会社とは、コムサット (COMSAT) を指す。コムサットは、1962年8月の米国通信衛星法により設立された民間会社であり、営利を目的とする会社である。なお、後述「四. 1.」参照。

50) *Ibid.*, PV.1293, p. 51.

51) 「宇宙空間の探査及び利用に関する国家活動を律する基本原則の宣言案」(A/C.1/879 (rep. in *GAOR, Seventeenth session, Annexes*, Agenda item 27, pp. 9-10)) 4項。また、この規定に関する英国代表の発言 (A/C.1/PV.1291, p. 26) 参照。

52) ベルー (*Ibid.*, PV.1290, p. 56) ; アラブ連合 (*Ibid.*, PV.1293, pp. 33-35, 37)。

53) A/C.1/881 (rep. in *GAOR, supra* note 51, p. 13). 米国は、元々このような一般原則の作成に消極的な立場であった。

(a)をより明確にし、「打ち上げについての責任」を負うための具体的な条件を特定しているが、この責任の内容は示されていない。この宣言案の提出が会期終了間際であったため、その検討は次に開かれる法律小委員会で行われることとなった。

結局第一委員会では、私企業活動の問題を含め具体的な結論について合意できず、加盟国に対し宇宙法の発展に関する国際協力を求め、親委員会に対し基本的法原則などの作成を継続するよう要請することなどを定める総会決議案を含む報告書<sup>54)</sup>を採択したにとどまった。国連総会はこの決議案をほとんど審議することなく採択し<sup>55)</sup>、決議1802号（XVII）が成立した。

#### (5) 1963年2～3月宇宙空間平和利用委員会第3会期

翌年1963年2月から3月にかけて、親委員会第3会期の会合が3回ほど開かれた。ここでの審議は手続事項のみであり、本稿の関心から見るべき進展はない。

#### (6) 1963年4～5月法律小委員会第2会期

私企業による宇宙活動の可否の問題は、1963年4～5月に開かれた法律小委員会第2会期で最も激しく議論された。ここでの論議が法原則宣言5項の成立に至る事情を明らかにするとして、この会期を重視する見方もある<sup>56)</sup>。長くなるがその審議内容をここで詳細に取り上げたい。

ソ連は、1962年案を部分的に修正した宣言案<sup>57)</sup>を提出し、旧宣言案と同様に私企業による宇宙活動を禁止する旨の規定を置いた。新7項は、以下の規定である。

54) A/5341 (rep. in *GAOR*, *supra* note 51, p. 15).

55) A/PV.1192, pp. 6-7 (rep. in *GAOR*, *Seventeenth session*, 1192nd Plenary Meeting, pp. 1103-1104).

56) 山本草二『宇宙通信の国際法』（有信堂、1966年）312-313頁。

57) A/AC.105/C.2/L.6 (rep. in A/AC.105/12, Annex I, A).

「宇宙空間の探査及び利用に関するすべての種類のすべての活動は、専ら国によって行われるものとする。国が宇宙空間において国際組織を通じて又はその他の方法により集団で活動を行う場合は、その活動に参加する国が、この宣言において定められる諸原則に従う責任 (responsibility) を負う。」

新7項第一文は、旧7項第一文とほぼ同文である。新7項第二文は、旧案になかった国際組織が宇宙活動を行う場合の規定である。なお、旧7項第二文は、新案では8項に移された。このように、ソ連新宣言案は、私企業による宇宙活動の禁止という点では旧宣言案と変わっていないが、7項それ自体は、全体として、国家以外の団体による宇宙活動に関する規定として位置づけられていることが伺える。

この会期の一般討議において、ソ連は新7項について次のように述べ、私企業による宇宙活動の禁止の主張を繰り返した。すなわち、この規定を置いたのは、無責任な行為が個人または団体により行われないう確保する (ensure) ためであり、私企業により宇宙空間で行われる活動の増加は、私的な資本主義的競争その他国際協力の観点から望ましくない現象を導きかねない、という理由のためである<sup>58)</sup>。

このソ連の立場を、東側諸国は支持した<sup>59)</sup>。特に、チェコスロバキアは、「宇宙法のいかなる基本原則も、国のみ及び国の権利と義務にのみ、言及すべきである。というのは、国のみが宇宙活動を行うべきであり、宇宙活動について責任 (responsibility) を負うべきであるからである。」と述べて<sup>60)</sup>、ソ連の立場を積極的に支持した。

これに対し、米国は、次のように述べ、私企業による宇宙活動の可能性を確保するよう強く主張した。

58) A/AC.105/C.2/SR.17, p. 7.

59) ハンガリー (*Ibid.*, SR.21, pp. 3-4) ;ブルガリア (*Ibid.*, SR.23, p. 8) ;モンゴル (*Ibid.*, SR.23, p. 9)。

60) *Ibid.*, SR.20, p. 9.

「[1962年12月の] 米国宣言案第6原則は、国際責任 (international responsibility) を扱っている。いくつかの例において、政府機関 (governmental authority) が私企業に対し宇宙における活動を行うライセンスを与えるという選択をすることがあることが、認められている。こういった民間団体は、政府からの許可と政府による継続的監督なしに、宇宙計画に従事する自由はない。自国の宇宙活動についての国の責任 (national responsibility) の原則は、米国の1962年通信衛星法に具現化されている。米国会案の原則の最初の部分は、その領域からまたはその援助ないし許可を受けて宇宙計画が行われる場合、政府の国際責任を明確にすることを目的としている。」<sup>61)</sup>

これら米ソ間の対立する主張に対して、カナダは、ソ連修正案が国際組織の活動についての責任について規定すべきとしつつ、自国の団体 (national organization) の活動は国家責任 (State responsibility) の問題の別の側面を構成すると指摘した上で、次のように、妥協案を提示した。

「無責任な活動を防止するために、民間の個人、会社または団体による宇宙船の運用は、国籍国からのライセンスに基づく場合を除き、明示的に禁止されるべきである。このことは、ソ連の正当な関心、つまり国が自国の団体と国際組織の宇宙活動について最終的な責任 (final responsibility) を負うべきであるという関心を満足させるであろうし、また、[東西] 双方の社会構造に適用可能な価値ある原則を起草することができよう。」<sup>62)</sup>

しかし、このカナダの提案後も、ソ連は、民間団体の宇宙活動の問題点として破産の可能性を指摘すると共に、「こういった団体は、国が自国の行動についての責任 (responsibility) を回避したい場合、国により行われる活動のた

---

61) *Ibid.*, SR.20, p. 12.

62) *Ibid.*, SR.21, p. 6.

めの隠れ蓑 (screen) として用いられることが考えられる。」と述べ、更に、民間団体による宇宙活動を主張する国は関係国 (State concerned) が最終的な責任 (ultimate responsibility) を負うということによって一致しているのだから、なぜこれらの国がソ連案を受け入れることができないのか理解できない、と発言した<sup>63)</sup>。

その後も、いくつかの国が妥協案を示した。インドは、ソ連案の目的は賠償責任に関する紛争を防止し民間団体による無責任の可能性を回避することであると考へ、米国家案6項を支持すると共に、宇宙船の運用についての国籍国によるライセンスと打ち上げについての国家による発進認可状 (clearance) を規定するという案を示した<sup>64)</sup>。日本も、国籍国によるライセンスのない民間団体による宇宙船の運用を禁止すべきとするカナダ案を支持して、国家が民間団体により行われる宇宙活動について最終的な責任 (final responsibility) を負うべきという考へを示した<sup>65)</sup>。英国は、ソ連案7項第一文の目的は無責任な行為が宇宙空間において行われぬよう確保することでありこの目的については一般的な合意があることを指摘して、私人・民間会社による宇宙活動は国籍国によるライセンスが与えられその国の監督下に置かれると規定するよう主張した。また、同国は、David Davies Memorial Institute of International Studiesの研究グループの作成した規則案<sup>66)</sup> 5.4項に言及しつつ、「宇宙運用活動の性質は、その運用活動についての継続的な責任状態 (a continuing state of responsibility) を必要とする。」と述べ、更に、米国通信衛星法は政府許可と政府監督の考へ方を極めて具体的な形で示しているとして同法を支持した<sup>67)</sup>。

結局、法律小委員会的一般討議においては、この点について決着しなかった。

63) *Ibid.*, SR.22, pp. 4-5.

64) *Ibid.*, SR.22, pp. 9-10.

65) *Ibid.*, SR.22, p. 12.

66) 1962年旧規則案について後述「三. 2. (3)」, 1963年の改訂規則案について後述「三. 3. (6)」参照。英国が言及したのは、改訂規則案の方である。

67) A/AC.105/C.2/SR.24, pp. 11-12.

この後、法律小委員会は、特定の争点である賠償責任の問題と宇宙物体・人員の救助・返還の問題の討議を経て、親委員会に提出する報告書の起案の審議に入った。ここで、再度いくつかの国が私企業活動の問題について発言した。

カナダは、ソ連案7項について、この規定が国による集団活動をカバーするよう改正され、米国が自国の団体 (national organizations) の宇宙活動について国が責任を負う (responsible) ことを承認することによって、見解の調和が可能となった、民間会社による無責任な活動を排除するためライセンスを必要とするという提案に異議は表明されなかったと述べ<sup>68)</sup>、これまでの議論の内容を集約した。米国は、この第2会期の最終日に、「討論は、政府が自国の宇宙活動 (national space activities) について責任を負う (bore responsibility and were accountable) ということについての認識が広く共有されていることを、顕わにした。」<sup>69)</sup> と述べ、カナダと基本的に同様の見解を示した。

しかし、米国の次に発言したソ連は、自国の責任を十分に認識している国のみが宇宙活動に従事することを許されるべきである、米国の民間衛星通信会社の活動は政府監督に服すと言われるが、1962年通信衛星法を見ると実際にはその監督はこの会社の活動を制限していない、と述べ<sup>70)</sup>、あくまでも私企業による宇宙活動の禁止に固執した。

この会期では、その他の争点も含め具体的な合意は見られず、この第2会期で採択された報告書<sup>71)</sup> は審議の具体的な内容に触れることなく各国政府案を併記しただけにとどまった。

このように、私企業による宇宙活動の可否の問題は、この法律小委員会第2会期でも解決しなかった。しかし、委員の間では、国家が私企業の宇宙活動について責任を負うという方向での妥協の可能性が見いだされたようである<sup>72)</sup>。

68) *Ibid.*, SR.27, p. 5.

69) *Ibid.*, SR.28, p. 9.

70) *Ibid.*, SR.28, p. 13.

71) A/AC.105/12.

72) A.G. Haley, *Space Law and Government* (1963), p. 327; 外務省国際連合局政治課『前掲資料』(注20) 90, 94頁。

## (7) 1963年9月宇宙空間平和利用委員会第4会期

1963年9月の親委員会第4会期では、8月に部分的核実験禁止条約が調印されたこと、及び米国 NASA とソ連科学アカデミーの間の宇宙技術協力協定(1962年6月)の実施に関する了解覚書が同じく8月に作成されたことから、雰囲気が一変し妥協的精神が醸成されつつあった<sup>73)</sup>。こういった雰囲気の中で、いくつかの国が私企業活動の問題を取り上げた。

オーストリアは、国家が宇宙船の打ち上げの結果引き起こされる損害について賠償責任を負うという見解を根拠として、すべての非政府的な活動について政府による特別の許可を必要とするという方法が共通の基礎であると指摘した<sup>74)</sup>。イタリアは、民間の冒険活動について国家が責任を負うという考えを支持した<sup>75)</sup>。

ここで最も注目されるのは、ソ連の発言である。ソ連は、民間会社による宇宙活動が関係当事国 (appropriate State) のコントロールに服しかつ国家がその活動について国際責任を負うという条件の下でならば、民間会社の宇宙活動の可能性を宣言から排除しないという方向で問題を検討する余地があるという意向を示した<sup>76)</sup>。ソ連が、私企業活動の禁止の主張に固執しない態度を示したのは、これが初めてである。

米国は、私企業活動の問題について具体的な言及を行わなかった。

この第4会期で採択された報告書<sup>77)</sup>では、私企業活動についての問題の具体的解決方法は示されなかった。

73) B. Cheng, "United Nations Resolutions on Outer Space : 'Instant' International Customary Law?", 5 *Indian Journal of International Law* (1965), 23, p. 28; 野口晏男「宇宙条約〈I〉」『外務省調査月報』8巻7号(1967年)55頁。また、この会期初日の米国及びソ連代表の発言(A.AC.105/PV.20, pp. 9-10; pp. 17-20)参照。

74) A/AC.105/PV.21, p. 7.

75) *Ibid.*, PV.22, p. 11.

76) *Ibid.*, PV.22, p. 23. この発言の原語は、ロシア語である。

77) A/5549 (rep. in *GAOR, Eighteenth session, Annexes, Agenda item 28*, pp. 6-13).



## (8) 1963年9月～11月米ソ非公式協議

国連の委員会の場での審議とは別に、従前より米ソの間で非公式に協議が続けられていた。この非公式協議の行方は委員会においても強い期待が込められており、法律小委員会及び親委員会の報告書でも、未解決の問題について合意が得られるよう接触と意見交換が続けられるべきという勧告が記されている<sup>78)</sup>。

これらの勧告を受けて、米国とソ連は、9月下旬から最終的な合意に向けた非公式協議を行い（他に数カ国が同席）、11月6日に米ソ間で合意が成立し宣言案が作成された<sup>79)</sup>。

本稿に関係するのはこの米ソ非公式協議案の5項であり、それは以下の規定である。

“STATES BEAR INTERNATIONAL RESPONSIBILITY FOR NATIONAL ACTIVITIES IN OUTER SPACE, WHETHER CARRIED ON BY GOVERNMENTAL AGENCIES OR BY NON-GOVERNMENTAL ENTITIES, AND FOR ASSURING THAT NATIONAL ACTIVITIES ARE CARRIED ON IN CONFORMITY WITH PRINCIPLES SET FORTH IN THIS DECLARATION. ACTIVITIES OF NON-GOVERNMENTAL ENTITIES IN OUTER SPACE SHALL REQUIRE AUTHORIZATION AND CONTINUING SUPERVISION BY STATE CONCERNED. WHEN ACTIVITIES ARE CARRIED ON IN OUTER SPACE BY INTERNATIONAL ORGANIZATION, RESPONSIBIL-

78) 前記（注71）法律小委員会第2会期報告書 p. 4, para. 11；前記（前注）親委員会第4会期報告書 p. 9, para. 20。また、親委員会第4会期初日の米国代表発言（A/AC.105/PV.20, p. 11）参照。

79) この米ソ非公式協議は、「隔離された場所（secluded places）」と呼ばれ（Cheng, *supra* note 73 (“UN Res. on Outer Space”), p. 28), その交渉内容は公表されている記録・資料に一切記されておらず、また、この非公式協議案も国連文書その他の出版物には記載されていない。筆者は、情報公開法に基づき、この非公式協議案が記載されている1963年11月7日付松井国連大使発外務大臣宛電信第1663号を入手した。以下で再録した非公式協議案の原文は、この電信からの引用である。なお、この電信に記載されている非公式協議案は全体にわたって冠詞（the, a, an）が用いられていない。

ITY FOR COMPLIANCE WITH PRINCIPLES SET FORTH IN THIS DECLARATION SHALL BE BORNE BY INTERNATIONAL ORGANIZATION AND BY STATES PARTICIPATING IN IT.”

この非公式協議案5項について、米国は、この合意の翌日に日本を含む西側諸国に対し次のように説明している。

「主文第5項は国家の責任に関する GENERAL STATEMENT であり、第8項との関係で国際機関による損害の場合に当該国際機関の規約上構成各国でなしに機関自体が賠償責任に任ずることをソ連も排除している訳ではない。」<sup>80)</sup>

#### (9) 1963年11月宇宙空間平和利用委員会第5会期～12月法原則宣言の採択

この米ソの合意を受けて、11月22日の1日だけ親委員会第5会期が開催された<sup>81)</sup>。親委員会に Working Paper として提出された原案<sup>82)</sup>の5項についていくつかの国が言及したが、単に条文をそのまま紹介するか国際組織の活動との関連で取り上げるにとどまり<sup>83)</sup>、第一文・第二文が具体的に意味することについては触れていない。この原案は親委員会により、無修正で全会一致で採択された<sup>84)</sup>。

国連総会第一委員会では、この宣言案<sup>85)</sup>の5項について、国家責任や私企

80) 1963年11月7日付松井国連大使発外務大臣宛電信第1662号(情報公開法に基づき入手)より。5項に関してはこれ以上の説明は記されていない。なお、この説明で言及されている第8項は、賠償責任に関する規定である(法原則宣言8項とはほぼ同文)。

81) この第5会期の冒頭で、親委員会委員長及び法律小委員会委員長が、特にこの米ソ非公式協議に言及している(A/AC.105/PV.24, p. 2; p. 3)。

82) この原案は、国連文書には残されていない。

83) 米国(A/AC.105/PV.24, p. 11);カナダ(*Ibid.*, PV.24, p. 16);オーストラリア(*Ibid.*, PV.24, pp. 18-21);フランス(*Ibid.*, PV.24, pp. 25-26);英国(*Ibid.*, PV.24, p. 27)。また、法律小委員会委員長(*Ibid.*, PV.24, p. 6)。

84) *Ibid.*, PV.24, p. 56。この会期で作成された報告書(総会に提出される宣言案を含む)は、A/5549/Add.1 (rep. in GAOR, *supra* note 77, pp. 13-24)。

業活動との関連で多くの国が肯定的に言及し支持する考えを表明した<sup>86)</sup>。この宣言案は、第一委員会で次いで国連総会で全会一致で採択され<sup>87)</sup>（決議1962号（XVIII））、宇宙法原則宣言が成立した。

この法原則宣言5項と上記米ソ非公式協議案5項で異なる点は、冠詞の有無の違いを除くと、米ソ非公式協議案5項第一文の末尾の“in this Declaration”の部分が法原則宣言では“in the present Declaration”となっている点のみである<sup>88)</sup>。つまり、この米ソ非公式協議案がほぼ無修正の形で法原則宣言5項として成立したということになる。

ただし、問題は、5項第一文前段の規定する「活動についての責任」の意味である。この規定が違法行為責任と特別の帰属の規則を定めているという解釈を、果たして上述の審議から導くことができるのであろうか。

（2002年1月7日稿）（未完）

---

85) A/C.I/L.331 and Corr.1. なお、これは親委員会報告書（前注）に記載された案文とわずかな語句の違いが見られるが、5項は同一である。

86) そのうち、やや注目できるのが、英国及びベルギーの発言である。英国は、前記（注66）David Davies Memorial Institute of International Studies 規則案に言及し、5項を強く支持した（GAOR, *Eighteenth session, First Committee*, p. 163, para. 34）。ベルギーは、法原則宣言案の5項と8項において「宇宙活動についての国際賠償責任（international liability）の原則」が述べられているという理解を示した（*Ibid.*, p. 173, para. 3）。

87) *Ibid.*, p. 191, para. 20 ; GAOR, *Eighteenth session*, 1280th Plenary Meeting, p. 2, para. 10.

88) なお、第一委員会が採択した時点では、“in this Declaration”のままであった（第一委員会報告書（A/5656）参照）。この部分が修正された経緯は、国連文書で確認できなかった。